

議案第 6 4 号

杉並区社会教育委員の設置に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 1 1 月 1 9 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区社会教育委員の設置に関する条例の一部を改正する条例
杉並区社会教育委員の設置に関する条例（昭和 6 3 年杉並区条例第 2 3 号）の一
部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（定数等）

第 2 条 委員は、9 人以内とし、次に掲げる者のうちから、杉並区教育委員会が委
嘱する。

- （1）学校教育及び社会教育の関係者 5 人以内
- （2）家庭教育の向上に資する活動を行う者 1 人
- （3）学識経験のある者 3 人以内

附 則

この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

社会教育法の一部が改正されたことに伴い、社会教育委員の委嘱の基準を定める
必要がある。